

お知らせ

裁判所の調停委員が無料で相談に応じます

あなたのもめごとや困りごとなどに関する調停制度の手続き・利用法について、裁判所の調停委員が無料でご相談に応じます。

- 日時 9月6日（日）10:00～15:00 ※予約不要
 - 場所 リナシティかのや2階福祉プラザ相談室・談話室
 - 相談内容
 - 民事関係＝近隣トラブル、土地建物の売買・賃貸借、賃金、交通事故による損害賠償 など
 - 家事関係＝離婚、婚姻費用・養育費、親子交流、相続・遺産分割、その他親族関係 など
- ※相談内容の秘密は厳守されます。

☎鹿屋調停協会 TEL 0994-43-2330

お知らせ

「ハロウィンジャンボ宝くじ」が発売されます

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

- 発売期間 9月16日（水）～10月16日（金）
- 抽せん日 10月26日（月） ●価格 1枚300円
- 当せん金
- ハロウィンジャンボ＝1等2億円×12本、前後賞各1億円×24本 ほか
- ※発売総額360億円・12ユニットの場合
- ハロウィンジャンボミニ＝1等2,000万円×50本、前後賞各1,000万円×100本 ほか
- ※発売総額150億円・5ユニットの場合

☎公益財団法人鹿児島県市町村振興協会
TEL 099-206-1001

お知らせ

ウォーキングアプリを活用した地域ポイント利用事業を始めました

ウォーキングアプリ「スポーツタウン WALKER」で付与される地域ポイントを景品と交換できる事業を始めました。

- 参加方法 アプリをダウンロードして、スポーツタウンを鹿屋市に設定し、登録して参加
- ポイント獲得方法
- 1日に8,000歩到達することで10ポイント獲得
- スポーツイベント等に参加することでポイントを獲得
- ポイント交換方法 2,000ポイント到達後、申請してQUOカードPay500円分をプレゼント
- 利用期限 令和9年3月3日（水） ▲市ホームページ

☎市スポーツ振興課 TEL 0994-31-1174

お知らせ

8月から国保・後期の高額療養費制度が見直されました



高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

国の制度改正に伴い、令和8年8月から国民健康保険・後期高齢者医療保険の高額療養費の自己負担限度額が見直されました。制度の見直しは、今回と令和9年度の2段階に分けて実施されます。

- 今回の制度見直し内容
- 月額自己負担限度額の見直し＝各所得区分の月額上限額が引き上げられました。
- ※多数回該当（直近12か月以内に自己負担限度額以上の負担が4回以上あった場合）の上限額は、変更ありません。
- 「年間上限」の新設＝年間（8月～翌年7月）の医療費負担に上限額を設ける「年間上限」が導入されました。月ごとの自己負担額が積み上がって年間上限額に達した場合には、超えた額を高額療養費として支給します。

- 制度見直しに関する問い合わせ先
- 厚生労働省コールセンター＝TEL 0120-617-111
- ※時間は9:00～18:00のみで、日曜日・祝日・年末年始は除く

☎市健康保険課 TEL 0994-31-1162

お知らせ

認知症について考えてみよう



9月は「認知症月間」です。それに伴い、認知症に関する啓発イベントを開催します。

- 日時等

No.	内容	期間	時間
1	・認知機能チェックコーナー	9/14（月）	13:00～15:00
		9/15（火）	10:00～15:00
	・「もの忘れ川柳」市民投票 ・オレンジガーデニング活動紹介 ・福祉相談	9/14（月）	13:00～15:00
		9/15（火）	10:00～15:00
		9/16（水）	
		9/17（木）	10:00～16:00
		9/18（金）	
2	・オレンジカフェ ・福祉用具展示 ・パネル展示	9/18（金）	9:30～15:30

- 場所 鹿屋市役所1階市民ホール
- ※No.1の9月17日（木）・18日（金）のみイオンかのやショッピングセンター1階催事場で実施

☎メンタルホスピタル鹿屋 TEL 0994-42-3155（No.1）
小規模多機能ホームはあと TEL 0994-48-3164（No.2）

お知らせ

森林を伐採する際は届け出を行いましょう



森林（保安林を除く）を伐採する場合は、伐採の30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければなりません。また、伐採後は「伐採に係る状況報告書」等の提出が必要となっています。

こちらを提出しなかった場合は、森林法違反となりますのでご注意ください。

※届出書等は市林務水産課、市ホームページに有り

☎市林務水産課 TEL 0994-31-1173

お知らせ

ひとりで悩まず、家族だけで抱え込まず、相談してください

9月10日～16日の1週間は「自殺予防週間」です。あなたを支える相談窓口が多数ありますので、ご相談ください。

- 主な相談窓口

主な相談窓口	電話
市保健相談センター（平日）	0994-41-2110
鹿屋保健所（平日）	0994-52-2124
県精神保健福祉センター（平日）	099-218-4755
県自殺予防情報センター（月・木のみ）	099-228-9558
鹿児島いのちの電話（24時間）	099-250-7000
こころの電話（平日）	099-228-9566
	099-228-9567

- 健康相談日 ※相談は予約制
心や身体の不調等、保健師がお話を伺います。家族も相談可能です。
- 期日＝9月18日（金）、10月20日（火）、11月20日（金）
- 時間＝9:30～11:30、13:00～14:30
- 場所＝市保健相談センター

- こころの体温計
携帯やパソコンで心の状態をセルフチェックできます。
- （使用料無料、通信料は別途発生） ▲こころの体温計

- こころ・つむぎの会（自死遺族等の会）
TEL 099-218-4755
- ※県精神保健福祉センター（鹿児島市）で原則偶数月に開催

- こころを落ち着けるためのWebサイト（厚生労働省）
心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時などに試してみませんか。少しほっとするかもしれません。

☎市保健相談センター TEL 0994-41-2110

お知らせ

市税等の滞納者に対する納税催告・相談を行います



市では、市税等の滞納者に対する催告書を9月16日（水）に発送します。催告書を受け取った人は、次の期間内に必ず市収納管理課へお越しください。なお、相談等なく滞納を続けた場合は、法律に基づいて滞納処分を執行します。

- 日時 9月24日（木）～10月1日（木）8:30～19:00
- ※9月26日（土）・27日（日）は17:00まで
- 必要なもの 催告書

☎市収納管理課 TEL 0994-31-1155

お知らせ

特定計量器（はかり）の定期検査を行います



特定計量器とは、商取引や証明等の記録に使用する「はかり」のことで、2年に1回定期検査を受けるよう計量法で定められています。また、検査に合格したものでないと、商取引の証明等に使用できなくなります。

今年度は、定期検査の実施年度になります。前回受験した人に対しては、市から連絡がありますので、次の日程で受験してください。

※日程等の変更があった場合は受験者に連絡し、市ホームページ等でお知らせします。

※検査には検査手数料がかかります。

※計量士による代検査を受験する場合、定期検査を受験する必要はありません。

- 令和8年度市内特定計量器定期検査日程

期日	時間	場所
9/14（月）	10:30～16:00	コミュニティセンター 吾平振興会館
9/15（火）	9:30～14:00	串良公民館別館大ホール
	15:00～16:30	串良公民館細山田分館
9/16（水）	9:30～14:00	百引地区公民館
9/17（木）	11:00～14:00	古江コミュニティ消防センター
	15:00～16:00	高須地区学習センター
9/18（金）	9:30～11:00	大始良地区学習センター
	13:00～14:30	高隈地区交流促進センター 屋内運動場
9/28（月）	10:30～16:00	市役所第1別館
9/29（火）	9:30～16:00	
9/30（水）	9:30～14:00	

なお定期検査に伴い、市では事前に特定計量器についての調査を実施しています。計量器を新たに備えた又は廃止したなど、前回（令和6年度）の定期検査以降に変更がある場合は、ご連絡ください。

☎市産業政策課 TEL 0994-31-1164